

事務連絡
令和8年5月7日

ご利用団体 各位

独立行政法人国立青少年教育振興機構
国立夜須高原青少年自然の家
所長 栗原 和亮（公印省略）

林野火災警報等の発令に伴う活動制限について（通知）

平素から当施設の運営にご理解・ご協力を賜り感謝申し上げます。

昨今、全国各地での林野火災により、甚大な被害が発生しております。

このような状況を受け、当施設を管轄する甘木・朝倉消防本部でも、令和8年1月1日から林野火災の予防を目的とした「林野火災注意報・林野火災警報」の運用が開始され、発令の際には火の使用に関する制限が設けられています。

そこで、当施設においても、火の使用を伴う活動について、下記のとおり制限します。

当施設のご利用にあたりご迷惑をおかけしますが、林野火災の発生防止に向けたご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 対象期間

1月～5月

2. 発令時に制限する活動プログラム

活動プログラム	「警報」発令時	「注意報」発令時
野外炊飯	自然の家指定の場所にてガスコンロを使用して実施する。	自然の家職員による予防策を講じた上で、通常実施する。
キャンプファイヤー	荒天時プログラムを実施する。	荒天時プログラムを実施する。

3. 野外炊飯に関する対応の補足

別紙参照

【本件問合せ先】

国立夜須高原青少年自然の家 事業推進室

TEL：0946-42-5811

MAIL:yasu-jigyoku@niye.go.jp

林野火災警報等発令時における野外炊飯の実施について（補足）

1. 野外炊飯に関する対応の背景

- ・ 野外炊飯食材のキャンセル期限は入所1週間前であり、発令時には食材は納品済み。
- ・ レストラン食への変更は、レストラン職員の勤務体制から考えても対応が難しい。

2. 「注意報」発令時の野外炊飯

- ①実施前に、自然の家職員が、野外炊飯場に設置してあるホースで野外炊飯場及び草地を含む周辺に水を散布する。
- ②実施中は、自然の家職員が、ホースを常に使用できる状況を保持しておく。
- ③実施後は、自然の家職員が、ホースで野外炊飯場及び草地を含む周辺に水を散布する。

3. 「警報」発令時の野外炊飯

- ①野外炊飯実施当日に、当該団体は、自然の家職員から実施不可の連絡を受ける。
 ※晴天（乾燥）が続く等の状況から、数日前から発令が見込める場合もある。
- ②当該団体は、自然の家職員から実施方法を確認する。
- ③当該団体は、売店にてガス缶を購入する。
- ④当該団体は、ガスコンロ等の貸出物品を運搬・準備する。

カレー	ガスコンロ、コンテナセット、包丁セット、スポンジ
ピザ	ガスコンロ、コンテナセット、包丁セット、スポンジ、フライパン、のばし台
バーベキュー 焼きそば	ガスコンロ、コンテナセット、包丁セット、スポンジ、フライパン
持込食材	（献立による）

- ⑤指定の活動場所において、職員の指導のもと実施する。

※活動場所は、野外炊飯場、ラーニングルーム等を指定する。